

津市子育て世帯家計支援事業実施要綱

令和2年5月29日訓第46号

(趣旨)

第1条 この要綱は、新型コロナウイルス感染症（新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）附則第1条の2第1項に規定する新型コロナウイルス感染症をいう。）の感染防止措置により経済的な影響を受けている子育て世帯の家計を支援するため、子育て世帯家計支援事業を実施することに関し必要な事項を定めるものとする。

(子育て世帯家計支援事業の内容)

第2条 子育て世帯家計支援事業の内容は、次のとおりとする。

(1) 給食費の無償化

(2) 子育て世帯家計支援金（以下「支援金」という。）の交付

(給食費の無償化)

第3条 給食費の無償化は、無償化対象児童に係る令和2年6月、7月及び9月の給食費相当額を、給食を実施する津市立の学校（次項において「無償化対象学校」という。）の長に交付することにより行う。

2 前項の「無償化対象児童」とは、令和2年6月1日（以下「基準日」という。）において、本市の住民基本台帳に記録され、無償化対象学校に在籍する者（市長が特に必要と認める者を含む。）をいう。

3 前2項に定めるもののほか、給食費の無償化について必要な事項は、別に定める。

(支援金の交付)

第4条 支援金の交付の対象となる者（以下「支援金交付対象児童」という。）は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 平成26年4月2日から令和2年6月1日までの間に出生し、基準日において、本市の住民基本台帳に記録されている児童（基準日において本市に居住しているが、やむを得ない事情により本市の住民基本台帳に記録されていない者が養育する児童のうち、市長が特に必要と認める者を含む。）であって、次のいずれかに該当する児童

ア 保育所、幼保連携型認定こども園及び地域型保育事業（以下「保育所等」という。）を利用している児童

イ 保育所等以外の施設（幼稚園を除く。）を利用している児童

ウ 家庭において保育されている児童

- (2) 基準日において、本市の住民基本台帳に記録されている児童（基準日において本市に居住しているが、やむを得ない事情により本市の住民基本台帳に記録されていない者が養育する児童のうち、市長が特に必要と認める者を含む。）であって、次のいずれかに該当する児童

ア 幼稚園又は特別支援学校の幼稚部を利用している児童（無償化対象児童を除く。）

イ 小中学校、中等教育学校（前期課程に限る。）又は特別支援学校（小学部又は中学部に限る。）に在籍している児童（無償化対象児童を除く。）

ウ ア又はイに掲げる児童のほか、平成17年4月2日から平成26年4月1日までの間に出生した者

- 2 支援金は、基準日において、本市の住民基本台帳に記録されている者（基準日において本市に居住しているが、やむを得ない事情により本市の住民基本台帳に記録されていない者のうち、市長が認める者を含む。）であって、支援金交付対象児童を養育する者（以下「支援金交付対象者」という。）に交付する。

（支援金の金額）

第5条 支援金の金額は、次の各号に掲げる支援金交付対象児童の区分に応じ、当該各号に定める金額とする。

(1) 前条第1項第1号及び第2号アに掲げる支援金交付対象児童 1人につき12,000円

(2) 前条第1項第2号イに掲げる支援金交付対象児童（小学校又は特別支援学校の小学部に在籍している児童に限る。）及び同号ウに掲げる支援金交付対象児童（平成20年4月2日から平成26年4月1日までの間に出生した者に限る。） 1人につき12,900円

(3) 前条第1項第2号イに掲げる支援金交付対象児童（中学校、中等教育学校（前期課程に限る。）又は特別支援学校の中学部に在籍している児童に限る。）及び同号ウに掲げる支援金交付対象児童（平成17年4月2日から平成20年4月1日までの間に出生した者に限る。） 1人につき14,400円

（交付申請受付開始日及び交付申請期限）

第6条 支援金に係る交付申請受付開始日は、令和2年6月1日とする。

2 交付申請期限は、令和2年9月30日とする。

(支援金交付対象者のリストの作成)

第7条 本市は、子育て世帯家計支援事業の実施に当たり、基準日時点の住民基本台帳における氏名、住所等を記載した支援金交付対象者リスト（以下「リスト」という。）を作成するものとする。

(申請及び交付の方式)

第8条 本市は、リストに基づき、支援金交付対象者に市長が別に定める申請書（以下「申請書」という。）を送付するものとする。

2 支援金の交付を受けようとする支援金交付対象者（以下「申請者」という。）による申請及び本市による交付は、次の各号に掲げる申請方式のいずれかにより行うものとする。

(1) 在園申請方式 申請者が申請書を、当該申請者が養育する支援金交付対象児童が利用している保育所等又は在籍している幼稚園を通じて本市に提出し、本市が申請者から通知された金融機関の口座に振り込む方式

(2) 郵送申請方式 申請者が申請書を郵送により本市に提出し、本市が申請者から通知された金融機関の口座に振り込む方式

(3) 窓口申請方式 申請者が申請書を本市の窓口において提出し、本市が申請者から通知された金融機関の口座に振り込む方式

3 申請者は、支援金の申請に当たり、公的身分証明書の写し等を提出し、又は提示すること等により、申請者本人による申請であることを証するものとする。

4 申請者は、支援金の申請を行うときは、振込みを指定する金融機関の口座内容が分かるものの写し等を提出し、又は提示するものとする。ただし、第4条第1項第1号アに掲げる児童に係る利用者負担額等の支払に使用している申請者名義の口座である場合は、この限りでない。

(代理による申請)

第9条 申請者に代わり、代理人として前条第2項の申請を行うことができる者は、原則として次のいずれかに該当する者とする。

(1) 基準日時点における申請者の属する世帯の世帯構成者

(2) 法定代理人（成年後見人、代理権付与の審判がなされた保佐人、代理権付与の審判がなされた補助人等）

(3) 親族その他平素から申請者本人の身の回りの世話をしている者等で、市長が特に認める者

2 代理人が支援金の交付の申請をするときは、当該代理人は申請書に加え、委任状（申請書の委任欄への記載を含む。）を提出するものとする。この場合において、市長は、公的身分証明書の写し等の提出又は提示を求めること等により、代理人が当該代理人本人であることを確認するものとする。

3 市長は、代理人が第1項第1号に掲げる者である場合にあっては住民基本台帳により、同項第2号又は第3号に掲げる者である場合にあっては市長が別に定める方法により、代理権の有無を確認するものとする。

（交付決定及び交付）

第10条 市長は、第8条第2項の規定により提出された申請書を受理したときは、速やかに内容を確認の上、交付を決定し、当該申請者（その代理人を含む。）に対し、支援金を交付するものとする。

（交付等に関する周知等）

第11条 市長は、子育て世帯家計支援事業の実施に当たり、支援金交付対象者及び支援金交付対象児童の要件、申請の方法、交付申請受付開始日等の事業の概要について、広報その他の方法により住民への周知を行うものとする。

（申請が行われなかった場合等の取扱い）

第12条 市長が前条の周知を行ったにもかかわらず、支援金交付対象者から第6条第2項に規定する申請期限までに第8条第2項の申請が行われなかったときは、当該支援金交付対象者が支援金の交付を受けることを辞退したものとみなす。

2 市長が第10条の規定による交付決定を行った後、申請書の不備による振込不能等があり、市長が確認等に努めたにもかかわらず、申請書の補正が行われないことその他申請者の責めに帰すべき事由により交付ができなかったときは、当該申請が取り下げられたものとみなす。

（不当利得の返還）

第13条 市長は、偽りその他不正の手段により支援金の交付を受けた者があるときは、交付を受けた支援金の返還を求めるものとする。

（受給権の譲渡又は担保の禁止）

第14条 支援金の交付を受ける権利は、譲り渡し、又は担保に供してはならない。

（委任）

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この訓は、令和2年6月1日から施行する。